

規制の新設又は改廃を目的とする政策に係る評価

規制の事後評価

- (1) 原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等（第三段階施行分（平成 30 年 4 月 1 日施行））

規制の事前評価

- (2) 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)
規制の名称	原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ放射線規制部門 電話番号:03-5114-2155
評価実施時期	令和5年8月(予定)
事前評価時の想定と比較	課題を取り巻く社会経済情勢等の変化は特段生じていない。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、効果(便益)及び間接的な影響は特段生じていない。
(遵守費用)	放射性廃棄物の特例措置、試験、講習の課目の規則委任のいずれも事業者の遵守費用は発生していない。 事故発生時の原子力規制委員会への報告については発生時に連絡を義務づけたもので、多額の費用を要するものではない。
(行政費用)	廃棄物の特例措置については、改正後の適用例がなく、現時点で行政費用の増減はない。また、今後適用がある場合にも放射性同位元素や放射性汚染物が廃棄事業者に委託された際に従来から発生する炉規法上での監視等の手続きに含まれるものであると想定されるため、行政費用の増加は少ないものと考えられる。事故発生時の原子力規制委員会への報告の義務化について、改正前においても事案発生時には報告を受けていたことから実務上の対応に大きな変化はなく、行政費用は増加していない。試験、講習の課目の規則委任について、課目変更のための検討等に行政コストは必要であるが、改正時の予測の範囲内であるため、行政費用の増減はない。
(副次的な影響及び波及的な影響)	副次的な影響及び波及的な影響は特段生じていない。
考察	<p>廃棄物の特例措置(放射性同位元素等規制法上の使用者等が原子炉等規制法の廃棄事業者に廃棄を委託した放射性同位元素又は放射性汚染物を核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物とみなして、原子炉等規制法に基づき管理することを可能とした。)について、改正後の適用例はないが、今後廃棄が行われる場合、放射性同位元素等規制法下の廃棄物を原子炉等規制法の規制に一元化することで合理的に廃棄が可能となるため、当該規制の必要性は認められる。</p> <p>事故発生時の委員会への報告の義務化について、改正後、11件の盗取、所在不明等の事故の把握及び事故に対して適切な対応を講じることができたことから、当該規制の必要性は認められる。</p> <p>放射線取扱主任者試験、資格講習、定期講習の課目の規則委任によって、最新の科学技術や知見を生かして、必要とされる課目を柔軟、かつ、迅速に決定することが可能となり、平成30年及び平成31年の規則改正により、試験や資格講習及び定期講習に最新の知見について課目を追加変更することで、放射線取扱主任者の資質の向上を図った。今後も最新の知見を取り入れる必要が生じる可能性はあることから、当該規則委任の改正は実情に即したものである。</p> <p>以上のことから、放射性廃棄物の特例措置、事故発生時の原子力規制委員会への報告、試験、講習の課目の規則委任を内容とする本制度改正は妥当であったと考えられ、継続的な運用を行うべきである。</p>
備考	

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）

規制の名称：原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等

規制の区分：新設、**改正**、**拡充**、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ 放射線規制部門

評価実施時期：令和5年8月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は特段生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響は特段生じていないため、ベースライン（本法改正が為されなかった場合の仮想状態）に変更はない。

- ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

廃棄物の特例措置（放射性同位元素等規制法上の使用者等が原子炉等規制法の廃棄事業者に廃棄を委託した放射性同位元素又は放射性汚染物を核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物とみなして、原子炉等規制法に基づき管理することを可能とした。）については、現時点では改正後の適用例はないが、放射性同位元素等の廃棄を原子炉等規制法の規制により一元的に規制することで合理的な廃棄とその安全確保が可能となる当該措置の必要性は引き続き認められる。事故等発生時の原子力規制委員会への報告の義務化されたことで、放射性同位元素等の盗取、所在不明等の事故について改正後 11 件が報告されており、原子力規制委員会が状況を把握し適切な対応を講じる必要が引き続き認められる。

放射線取扱主任者試験、資格講習、定期講習の課目を最新の知見を速やかにかつ柔軟に取り入れて機動的に見直しができるよう原子力規制委員会規則に委任したことにより、平成30年4月に定期講習、平成31年4月に試験及び資格講習について事故対応に係る課目を追加する等課目の見直しを行っており、当該措置の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

放射性廃棄物の特例措置、試験、講習の課目の規則委任のいずれも事業者の遵守費用は発生していない。

事故発生時の原子力規制委員会への報告については発生時に連絡を義務づけたもので、多額の費用を要するものではない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

廃棄物の特例措置については、改正後の適用例がなく、現時点で行政費用の増減はない。また、今後適用がある場合にも放射性同位元素や放射性汚染物が廃棄事業者に委託された際に従来から発生する炉規制法上での監視等の手続きに含まれるものであると想定されるため、行政費用の増加は少ないものと考えられる。

事故発生時の原子力規制委員会への報告の義務化について、改正前においても事案発生時には報告を受けていたことから実務上の対応に大きな変化はなく、行政費用は増加していない。
試験、講習の課目の規則委任について、課目変更のための検討等に行政コストは必要であるが、改正時の予測の範囲内であるため、行政費用の増減はない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時に定量的評価の指標を設定していない。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

放射性廃棄物の特例措置に関しては、改正後の適用例がないため、現在は把握された効果はないが廃棄を一元的に行うことができるようになることから将来的に大きな便益が期待される。
事故等発生時の原子力規制委員会等への報告の義務化について、盗取、所在不明等の事故発生時における事業者からの報告によって、委員会が事故の状況を把握し、事故に対する処置を適切に講じることができるようになった。
試験、資格講習、定期講習の課目の規則委任によって、試験、資格講習及び定期講習に最新の知見を速やかにかつ柔軟に取り入れることができた。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

副次的な影響及び波及的な影響は特段生じていない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

廃棄物の特例措置について、改正後の適用例はないが、今後廃棄が行われる場合、放射性同位元素等規制法下の廃棄物を原子炉等規制法の規制に一元化することで合理的に廃棄が可能となるため、当該規制の必要性は認められる。

事故発生時の委員会への報告の義務化について、改正後、11件の盗取、所在不明等の事故の把握及び事故に対して適切な対応を講じることができたことから、当該規制の必要性は認められる。

放射線取扱主任者試験、資格講習、定期講習の課目の規則委任によって、最新の科学技術や知見を生かして、必要とされる課目を柔軟、かつ、迅速に決定することが可能となり、平成30年及び平成31年の規則改正により、試験や資格講習及び定期講習に最新の知見について課目を追加変更することで、放射線取扱主任者の資質の向上を図った。今後も最新の知見を取り入れる必要が生じる可能性はあることから、当該規則委任の改正は実情に即したものである。

以上のことから、放射性廃棄物の特例措置、事故発生時の原子力規制委員会への報告、試験、講習の課目の規則委任を内容とする本制度改正は妥当であったと考えられ、継続的な運用を行うべきである。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

規制の事前評価書（要旨）

<p>政策の名称 原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等</p>	
<p>担当部局</p>	<p>原子力規制委員会原子力規制庁長官官房制度改正審議室 金子修一 電話番号 03-5114-2114</p>
<p>評価実施時期</p>	<p>平成 29 年 2 月 1 日</p>
<p>規制の目的、内容及び 必要性</p>	<p>【目的】</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故後、重大事故対策等を求める新規制基準が整備され、それへの適合性に係る審査が行われている一方、運転段階の検査制度や放射性同位元素に係る規制の改革は今後の課題とされてきた。</p> <p>これらの課題への対応の必要性については、平成 28 年 4 月に公表された国際原子力機関（IAEA）による総合規制評価サービス（Integrated Regulatory Review Service：IRRS）報告においても指摘されており、原子力利用におけるより高い安全性の確保を目指して、効果的な規制改革を行うとともに、これを遂行できる原子力規制委員会の組織体制の整備を行うことが必要となっている。</p> <p>このため、原子力事業者等に対する検査制度の見直し、放射性同位元素の防護措置の義務化等の措置を講ずる。</p> <p>【内容】</p> <p><u>＜核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）関係＞</u></p> <p>原子力施設を運用する事業者の安全確保に対する一義的責任を明確化する観点から、原子力施設の基準への適合性について、原子力事業者自らが検査を行うことを義務付ける。一方、原子力規制委員会が実施してきた原子力施設や保安活動等に係る細分化された検査については、これらを原子力規制検査として一元化し、事業者が法律に基づいて講ずべき措置についての実施状況を適時適切に網羅的に監視するとともに、その結果に基づき総合的に評定し、必要に応じて原子力規制委員会が指導、勧告その他必要な措置を講ずることとする。</p> <p>その他、原子力施設等の状況に応じた規制の適正化の関連から、より早い段階における廃止措置への考慮の要求、廃棄物埋設に係る規制の見直し、国際規制物資使用者に係る規制の適正化等を行う。</p> <p><u>＜放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（放射線障害防止法）関係＞</u></p>

危険性の高い放射性同位元素（特定放射性同位元素）を取り扱う事業者に対し、現行の放射線障害の防止に係る措置に加えて、放射性同位元素の盗取を防止するための措置（以下「防護措置」という。）の実施を義務付ける。

その他、放射性同位元素等の廃棄に係る特例の規定等を行う。

【必要性】

＜原子炉等規制法関係＞

現行の検査制度は、原子力施設の基準への適合性や原子力事業者等の保安活動等の実施状況を複数の検査制度に基づいて確認するものとなっており、検査が細分化・複雑化しており、総合的・網羅的な安全管理の視点を欠くおそれがある。

また、原子力事業者等にとっても、原子力規制委員会が主体となり基準適合性等を確認する現在の検査制度は、規制上の要求を満足していればよいという意識を生じさせ、自らの改善への取組を阻害するおそれがある。

以上の状況を踏まえると、国は原子力事業者等の検査等の実施状況を包括的に監視し、適切に実施されているかどうかを総合的に評定し、原子力事業者等にフィードバックすることにより、原子力事業者等の継続的改善を促す効率的かつ効果的な検査制度への転換を図ることが必要である。

また、原子力施設の高経年化が進み、今後、多くの施設の廃止措置が行われること等が見込まれる中、廃止措置のより円滑な実施に資するため、所要の規制を整備しておく必要がある。

＜放射線障害防止法関係＞

近年の放射性物質によるテロリズム行為の脅威の高まりや、平成23年1月に公表されたIAEAの「放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告」において防護措置の実施が勧告されたこと等を受け、危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に対して、防護措置の実施を義務付ける措置が必要である。

また、数十年から数百年の期間を要する放射性廃棄物の処理・処分に当たり、複数の法令由来の廃棄物を併せて処理・処分するためには、規制を合理化することが必要である。

関連条項（※条番号は改正後の条番号）

	<p><u>1条改正関係</u> 改正原子炉等規制法 第55条の4、第55条の5、第56条の3、第56条の4、第61条、第61条の5の2、第61条の5の3、第62条の2の2 等</p> <p><u>2条改正関係</u> 改正原子炉等規制法 第12条の5の2、第22条の7の3、第43条の3の33、第43条の26の4、第50条の4の3、第51条の2、第51条の24の2、第51条の24の3、第51条の27、第51条の28、第51条の29、第51条の30、第57条の4 等</p> <p><u>3条改正関係</u> 改正原子炉等規制法 第4条、第12条、第14条、第16条の3、第16条の5、第22条、第24条、第28条、第29条、第37条、第43条の3の6、第43条の3の11、第43条の3の16、第43条の3の24、第43条の5、第43条の9、第43条の11、第43条の20、第44条の2、第46条、第46条の2の2、第50条、第51条の3、第51条の8、第51条の10、第51条の18、第53条、第55条の2、第57条、第61条の2の2、第78条 等</p> <p><u>4条改正関係</u> 改正放射線障害防止法 第31条の2、第33条の2 等</p> <p><u>5条改正関係</u> 改正放射線障害防止法 第1条、第2条、第25条の3、第25条の4、第25条の5、第38条の2、第38条の4、第41条の19の2、第41条の21の2、第48条の2 等</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
遵守費用	<p><原子炉等規制法関係> 従来、国が行ってきた基準への適合に係る規制検査を事業者が主体となって行う検査に移行することとなるが、これまでも、国の検査の受検前には事業者が自主的に自らの施設について基準への適合を確認している</p>	<p><原子炉等規制法関係> 基準への適合性を国が主体的に確認する案が考えられるが、改正案に比べ、事業者における自主的な安全性向上の取組が図られないという便益の損失や、責任は事業者に一義的にあるべきという国際基準からも逸脱し、国際的な信頼が低下するという社会的な悪影響が</p>

	<p>状態であり、実質的には大きな追加費用は発生しないと考えられる。</p> <p>その他、廃止措置を円滑に実施するための規制に関しては早期の廃止措置実施方針の作成、中深度処分に係る廃棄物埋設施設について坑道の閉鎖措置計画の認可申請及び閉鎖措置の確認申請等に係る費用が発生する。</p> <p><u><放射線障害防止法関係></u></p> <p>事業者には防護措置の実施を要求するため、機器の新設（例えば監視カメラ、侵入検知装置等の設置）等について費用が生じると考えられる。なお、これらの装置については、規制要求を満たせば、放射線障害防止の観点から設置されている既設の設備を活用することも可能である。</p> <p>その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては事業者に対する追加費用は生じない。</p>	<p>生じるので、不適當である。</p> <p>その他、廃止措置を円滑に実施するための規制の代替案については、廃止措置計画を早期から作成することを求めることが考えられるが、施設の稼働の初期段階から将来の詳細な廃止措置計画を作成することは困難かつ実効性がないため、不適當である。</p> <p><u><放射線障害防止法関係></u></p> <p>危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に要求する防護措置に関しては、現行の放射線障害防止法に基づく「放射線障害の防止」に係る規制要求として担保する代替案が考えられるが、「放射線障害の防止」とは、放射性同位元素の使用における自然災害や事故による被ばく防止等の安全確保の観点から規制要求をするものであり、盗取を防止するための放射性同位元素の防護とは観点が異なるものであることから、不適當である。</p> <p>その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、原子炉等規制法下で発生する放射性廃棄物を放射線障害防止法下の放射性廃棄物とみなす代替案が考えられるが、原子炉等規制法の規制対象である核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたものに含まれるウラン等の各種は、放射線障害防止法においては規制対象から除外されていることから、不適當である。</p>
行政費用	<p><u><原子炉等規制法関係></u></p> <p>従来、国が行ってきた規制検査を事業者による検査に移行させ、原子力規制委員会は、事業者の保安活動全体を対象に総合的な監視・評価を実施することとなるので、新たな検査を実施する検査官の増員を行う予定である。</p> <p>具体的には、平成 29 年度には原子力施設の検査を行う部門、検査官を育成する部門、</p>	

	<p>放射性同位元素の規制を行う部門、法令業務を行う部門において計 40 名の定員を増員しており、今後も新しい検査制度実施に向け、体制の整備を行っていく予定である。これら検査官の育成のための行政費用等の増加が見込まれる。</p> <p>その他、廃棄物埋設に係る規制の見直しに関しては、指定廃棄物埋設区域の指定等、制度の実施のための費用が生じるが、従来の規制制度から要求している廃棄物埋設施設の許認可の一環として実施されるので、追加の行政費用は少ないと考えられる。</p> <p><u><放射線障害防止法関係></u></p> <p>新たに事業者の防護措置の実施状況等に関する検査を行う職員の増員やその育成のための行政費用が生じる。具体的な職員の増員については上述のとおり。</p>	
その他の社会的費用	特になし	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
遵守便益	<p><u><原子炉等規制法関係></u></p> <p>国が事業者の保安活動全体を総合的に監視・評価し、その結果に基づき総合的に評定し、評定結果を次の検査に反映させる仕組みとすることで、事業者が安全確保の水準の維持・向上に主体的に取り組む意識・意欲を高</p>	<p><u><原子炉等規制法関係></u>（再掲）</p> <p>全ての検査を国が実施する案が考えられるが、改正案に比べ、事業者における自主的な安全性向上の取り組みが図られない行政便益や、IRRS の指摘に対応することにならず、国際的な信頼性が低下するという社会的な悪影響が生じるので、不適當である。</p>

	<p>める制度となるので、施設の一層の安全性向上に資するのみならず、事業者の水準に応じて、他の事業者との差別化や検査申請費用の低下などの便益が生じると考えられる。</p> <p>その他、廃止措置への考慮などに係る措置については、施設の稼働停止から廃止措置段階への円滑な移行に資すると考えられる。</p> <p><u>＜放射線障害防止法関係＞</u></p> <p>事業者が防護措置を適切に講じることで、盗取された放射性同位元素によるテロリズム行為の発生や、それに伴う社会的な信頼の失墜等のリスクを低減することができる。</p> <p>その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、放射線障害防止法下の放射性廃棄物について、原子炉等規制法に基づく一元的な規制がなされることで、事業者の規制対応の効率化が図られる。</p>	<p>その他、廃止措置を円滑に実施するための規制の代替案については、廃止措置計画を早期から作成することを求めることが考えられるが、施設の稼働の初期段階から将来の詳細な廃止措置計画を作成することは困難かつ実効性がないため、不適當である。</p> <p><u>＜放射線障害防止法関係＞</u>（再掲）</p> <p>危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に要求する防護措置に関しては、現行の放射線障害防止法に基づく「放射線障害の防止」に係る規制要求として担保する代替案が考えられるが、「放射線障害の防止」とは、放射性同位元素の使用における自然災害や事故による被ばく防止等の安全確保の観点から規制要求をするものであり、盗取を防止するための放射性同位元素の防護とは観点が異なるものであることから、不適當である。</p> <p>その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、原子炉等規制法下で発生する放射性廃棄物を放射線障害防止法下の放射性廃棄物とみなす代替案が考えられるが、原子炉等規制法の規制対象である核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたものに含まれるウラン等の核種は、放射線障害防止法においては規制対象から除外されていることから、不適當である。</p>
行政便益	<p><u>＜原子炉等規制法関係＞</u></p> <p>細分化・複雑化していた検査を一元化し、総合的に評定することとすることにより、個々の検査での断片的な確認を排し、より総合的・網羅的な安全管理を実施することができ、業務の効率化にも資する。</p> <p>加えて、事業者の取組を総合的に評定するため監視・評価制度とすることにより、原子力事業者等の継続的改善を促すこととなり、行政経費を抑えつつ、原子力施設の安全を高めることができる。</p>	

	<p>その他、円滑な廃止措置を実施するための規制に関して、施設の稼働停止から廃止措置段階への円滑な移行が図られることにより、廃止措置計画のより迅速な申請が可能となり、結果的に廃止措置の迅速かつ円滑な実施に資する。</p> <p><u><放射線障害防止法関係></u></p> <p>事業者において、適切に防護措置が取られることにより、放射性同位物質の盗取による放射性物質漏えいのリスクや、社会的なパニック発生リスクを低減することができる。</p> <p>その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、放射性廃棄物の円滑な処分が行われることで、放射性物質漏えいのリスクが低減し、安全性が向上する。</p>	
その他の社会的 便益	平成 28 年 4 月に公表された IAEA による IRRS 報告書の指摘等への対応であるため、改正案を実現することで、国際水準に適合した規制制度となり、日本の原子力規制の国際的な信頼性が向上する。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)	以上の費用及び便益の検討を踏まえると、定量的な比較は難しいが、多くの便益が見込まれる改正案を実施することは適切であると考えられる。	
レビューを行う時期又は条件	附則に基づき、この法律の施行 5 年後を予定している。加えて、制度運用の中で得られた知見等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うこととする。	

規制に係る事前評価書

政策の名称：原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等

担当 部 局：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房制度改正審議室 金子修一
電話番号：03-5114-2114 e-mail：seido-kaisei@nsr.go.jp

評価実施時期：平成 29 年 2 月 1 日

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 目的

東京電力福島第一原子力発電所事故後、重大事故対策等を求める新規制基準が整備され、それへの適合性に係る審査が行われている一方、運転段階の検査制度や放射性同位元素に係る規制の改革は今後の課題とされてきた。

これらの課題への対応の必要性については、平成 28 年 4 月に公表された国際原子力機関（IAEA）による総合規制評価サービス（Integrated Regulatory Review Service：IRRS）報告においても指摘されており、原子力利用におけるより高い安全性の確保を目指して、効果的な規制改革を行うとともに、これを遂行できる原子力規制委員会の組織体制の整備を行うことが必要となっている。

このため、原子力事業者等に対する検査制度の見直し、放射性同位元素の防護措置の義務化等の措置を講ずる。

(2) 内容及び必要性

①規制の内容

＜核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）関係＞

原子力施設を運用する事業者の安全確保に対する一義的責任を明確化する観点から、原子力施設の基準への適合性について、原子力事業者自らが検査を行うことを義務付ける。一方、原子力規制委員会が実施してきた原子力施設や保安活動等に係る細分化された検査については、これらを原子力規制検査として一元化し、事業者が法律に基づいて講ずべき措置についての実施状況を適時適切に網羅的に監視するとともに、その結果に基づき総合的に評定し、必要に応じて原子力規制委員会が指導、勧告その他必要な措置を講ずることとする。

その他、原子力施設等の状況に応じた規制の適正化の関連から、より早い段階における廃止措置への考慮の要求、廃棄物埋設に係る規制の見直し、国際規制物資使用者に係る規制の適正化等を行う。

＜放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（放射線障害防止法）関係＞

危険性の高い放射性同位元素（特定放射性同位元素）を取り扱う事業者に対し、現行の放射線障害の防止に係る措置に加えて、放射性同位元素の盗取を防止するための措置（以下「防護措置」という。）の実施を義務付ける。

その他、放射性同位元素等の廃棄に係る特例の規定等を行う。

②規制の必要性

＜原子炉等規制法関係＞

現行の検査制度は、原子力施設の基準への適合性や原子力事業者等の保安活動等の実施状況を複数の検査制度に基づいて確認するものとなっており、検査が細分化・複雑化しており、総合的・網羅的な安全管理の視点を欠くおそれがある。

また、原子力事業者等にとっても、原子力規制委員会が主体となり基準適合性等を確認する現在の検査制度は、規制上の要求を満足していればよいという意識を生じさせ、自らの改善への取組を阻害するおそれがある。

以上の状況を踏まえると、国は原子力事業者等の検査等の実施状況を包括的に監視し、適切に実施されているかどうかを総合的に評定し、原子力事業者等にフィードバックすることにより、原子力事業者等の継続的改善を促す効率的かつ効果的な検査制度への転換を図ることが必要である。

また、原子力施設の高経年化が進み、今後、多くの施設の廃止措置が行われること等が見込まれる中、廃止措置のより円滑な実施に資するため、所要の規制を整備しておく必要がある。

＜放射線障害防止法関係＞

近年の放射性物質によるテロリズム行為の脅威の高まりや、平成 23 年 1 月に公表された IAEA の「放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告」において防護措置の実施が勧告されたこと等を受け、危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に対して、防護措置の実施を義務付ける措置が必要である。

また、数十年から数百年の期間を要する放射性廃棄物の処理・処分に当たり、複数の法令由来の廃棄物を併せて処理・処分するためには、規制を合理化することが必要である。

③関連条項（※条番号は改正後の条番号）

1 条改正関係

改正原子炉等規制法 第 5 5 条の 4、第 5 5 条の 5、第 5 6 条の 3、第 5 6 条の 4、第 6 1 条、第 6 1 条の 5 の 2、第 6 1 条の 5 の 3、第 6 2 条の 2 の 2 等

2 条改正関係

改正原子炉等規制法 第 1 2 条の 5 の 2、第 2 2 条の 7 の 3、第 4 3 条の 3 の 3 3、第 4 3 条の 2 6 の 4、第 5 0 条の 4 の 3、第 5 1 条の 2、第 5 1 条の 2 4 の 2、第 5 1 条の 2 4 の 3、第 5 1 条の 2 7、第 5 1 条の 2 8、第 5 1 条の 2 9、第 5 1 条の 3 0、第 5 7 条の 4 等

3 条改正関係

改正原子炉等規制法 第 4 条、第 1 2 条、第 1 4 条、第 1 6 条の 3、第 1 6 条の 5、第 2 2 条、第 2 4 条、第 2 8 条、第 2 9 条、第 3 7 条、第 4 3 条の 3 の 6、第 4 3 条の 3 の 1 1、第 4 3 条の 3 の 1 6、第 4 3 条の 3 の 2 4、第 4 3 条の 5、第 4 3 条の 9、第 4 3 条の 1 1、第 4 3 条の 2 0、第 4 4 条の 2、第 4 6 条、第 4 6 条の 2 の 2、第 5 0 条、第 5 1 条の 3、第 5 1 条の 8、第 5 1 条の 1 0、第 5 1 条の 1 8、第 5 3 条、第 5 5 条の 2、第 5 7 条、第 6 1 条の 2 の 2、第 7 8 条 等

4条改正関係

改正放射線障害防止法 第31条の2、第33条の2 等

5条改正関係

改正放射線障害防止法 第1条、第2条、第25条の3、第25条の4、第25条の5、第38条の2、第38条の4、第41条の19の2、第41条の21の2、第48条の2 等

2. 規制の費用及び便益の分析

(1) 規制の費用

①遵守費用

<原子炉等規制法関係>

従来、国が行ってきた基準への適合に係る規制検査を事業者が主体となって行う検査に移行することとなるが、これまで、国の検査の受検前には事業者が自主的に自らの施設について基準への適合を確認している状態であり、実質的には大きな追加費用は発生しないと考えられる。

その他、廃止措置を円滑に実施するための規制に関しては早期の廃止措置実施方針の作成、中深度処分に係る廃棄物埋設施設について坑道の閉鎖措置計画の認可申請及び閉鎖措置の確認申請等に係る費用が発生する。

<放射線障害防止法関係>

事業者に防護措置の実施を要求するため、機器の新設（例えば監視カメラ、侵入検知装置等の設置）等について費用が生じると考えられる。なお、これらの装置については、規制要求を満たせば、放射線障害防止の観点から設置されている既設の設備を活用することも可能である。

その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては事業者に対する追加費用は生じない。

②行政費用

<原子炉等規制法関係>

従来、国が行ってきた規制検査を事業者による検査に移行させ、原子力規制委員会は、事業者の保安活動全体を対象に総合的な監視・評価を実施することとなるので、新たな検査を実施する検査官の増員を行う予定である。

具体的には、平成29年度には原子力施設の検査を行う部門、検査官を育成する部門、放射性同位元素の規制を行う部門、法令業務を行う部門において計40名の定員を増員しており、今後も新しい検査制度実施に向け、体制の整備を行っていく予定である。これら検査官の育成のための行政費用等の増加が見込まれる。

その他、廃棄物埋設に係る規制の見直しに関しては、指定廃棄物埋設区域の指定等、制度の実施のための費用が生じるが、従来の規制制度から要求している廃棄物埋設施設の許認可の一環として実施されるので、追加の行政費用は少ないと考えられる。

<放射線障害防止法関係>

新たに事業者の防護措置の実施状況等に関する検査を行う職員の増員やその育成のための行政費用が生じる。具体的な職員の増員については上述のとおり。

③その他の社会的費用

特になし

(2) 規制の便益

①遵守便益

<原子炉等規制法関係>

国が事業者の保安活動全体を総合的に監視・評価し、その結果に基づき総合的に評価し、評価結果を次の検査に反映させる仕組みとすることで、事業者が安全確保の水準の維持・向上に主体的に取り組む意識・意欲を高める制度となるので、施設の一層の安全性向上に資するのみならず、事業者の水準に応じて、他の事業者との差別化や検査申請費用の低下などの便益が生じると考えられる。

その他、廃止措置への考慮などに係る措置については、施設の稼働停止から廃止措置段階への円滑な移行に資すると考えられる。

<放射線障害防止法関係>

事業者が防護措置を適切に講じることで、盗取された放射性同位元素によるテロリズム行為の発生や、それに伴う社会的な信頼の失墜等のリスクを低減することができる。

その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、放射線障害防止法下の放射性廃棄物について、原子炉等規制法に基づく一元的な規制がなされることで、事業者の規制対応の効率化が図られる。

②行政便益

<原子炉等規制法関係>

細分化・複雑化していた検査を一元化し、総合的に評価することとすることにより、個々の検査での断片的な確認を排し、より総合的・網羅的な安全管理を実施することができ、業務の効率化にも資する。

加えて、事業者の取組を総合的に評価するため監視・評価制度とすることにより、原子力事業者等の継続的改善を促すこととなり、行政経費を抑えつつ、原子力施設の安全を高めることができる。

その他、円滑な廃止措置を実施するための規制に関して、施設の稼働停止から廃止措置段階への円滑な移行が図られることにより、廃止措置計画のより迅速な申請が可能となり、結果的に廃止措置の迅速かつ円滑な実施に資する。

<放射線障害防止法関係>

事業者において、適切に防護措置が取られることにより、放射性同位物質の盗取による放射性物質漏えいのリスクや、社会的なパニック発生のリスクを低減することができる。

その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、放射性廃棄物の円滑な処分が行われることで、放射性物質漏えいのリスクが低減し、安全性が向上する。

③その他の社会的便益

平成28年4月に公表されたIAEAによるIRRS報告の指摘等への対応であるため、改正案を実現することで、国際水準に適合した規制制度となり、日本の原子力規制の国際的な信頼性が向上する。

3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

以上の費用及び便益の検討を踏まえると、定量的な比較は難しいが、多くの便益が見込まれる改正案を実施することは適切であると考えられる。

4. 想定される代替案

<原子炉等規制法関係>

基準への適合性を国が主体的に確認する案が考えられるが、改正案に比べ、事業者における自主的な安全性向上の取組が図られないという便益の損失や、責任は事業者に一義的にあるべきという国際基準からも逸脱し、国際的な信頼が低下するという社会的な悪影響が生じるので、不相当である。

その他、廃止措置を円滑に実施するための規制の代替案については、廃止措置計画を早期から作成することを求めることが考えられるが、施設の稼働の初期段階から将来の詳細な廃止措置計画を作成することは困難かつ実効性がないため、不相当である。

<放射線障害防止法関係>

危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に要求する防護措置に関しては、現行の放射線障害防止法に基づく「放射線障害の防止」に係る規制要求として担保する代替案が考えられるが、「放射線障害の防止」とは、放射性同位元素の使用における自然災害や事故による被ばく防止等の安全確保の観点から規制要求をするものであり、盗取を防止するための放射性同位元素の防護とは観点が異なるものであることから、不相当である。

その他、放射性廃棄物の特例措置に関しては、原子炉等規制法下で発生する放射性廃棄物を放射線障害防止法下の放射性廃棄物とみなす代替案が考えられるが、原子炉等規制法の規制対象である核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたものに含まれるウラン等の核種は、放射線障害防止法においては規制対象から除外されていることから、不相当である。

5. 有識者の見解その他関連事項

- ・ 原子力規制委員会の検討結果
(<https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/index.html>)
- ・ 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における検討結果
(https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/roanshin_kakunen/index.html)
- ・ 検査制度見直しに関する検討チーム及びWGにおける検討結果
(https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/kensaseido_minashi/index.html)
- ・ 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム会合
(https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/hairo_kisei/index.html)
- ・ 廃棄物埋設の放射線防護基準に関する検討チーム

(https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/haiki_bougo/index.html)

- ・放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム

(https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/ri_shisetsu_kisei/index.html)

- ・核セキュリティに関する検討会 放射性同位元素に係る核セキュリティに関するワーキンググループ (URL)

6. レビューを行う時期又は条件

附則に基づき、この法律の施行 5 年以内を予定している。加えて、制度運用の中で得られた知見等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うこととする。

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案		
規制の名称	高経年化した発電用原子炉に関する安全規制	規制の区分	改正(拡充)
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁 原子力規制部原子力規制企画課 電話番号: 03-3581-3352(代表)		
評価実施時期	令和5年2月15日		
規制の目的、内容及び必要性			
(当該規制緩和を実施しない場合のベースライン)	現在原子炉等規制法第43条の3の32に規定されている発電用原子炉の運転期間に関する規定が他法に規定され、その期間の設定は制度上も原子力規制委員会の判断するところではなくなった場合においても高経年化した発電用原子炉について引き続き厳格な安全規制を実施するため、運転期間の定めにかかわらず必要な安全規制を実施できるよう規定を見なおす必要が生じた。仮にこのような措置を行わない場合、現行の高経年化した発電用原子炉に関する安全規制は60年を前提とした制度設計となっていることから、運転開始後60年を超える発電用原子炉に対し、適切な安全規制が実施できなくなる可能性がある。		
(課題及びその発生原因)	現行制度においては、運転期間の延長が40年目から60年目までの期間においてのみ認められていることを前提に原子炉が技術基準に適合することを求めるものとなっているため、運転期間の定めを原子炉等規制法で行わない場合に、運転期間の定めにかかわらず高経年化した発電用原子炉の安全規制を継続して実施できる制度となっていないことが課題である		
(当該規制緩和の内容)	原子力規制委員会は、運転期間を40年とする定めについて、評価を行うタイミングを特定するという意味を持つものであり、発電用原子炉施設の利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力利用の在り方に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではないとの見解を明らかにしている。このような原子力規制委員会の立場からすれば、運転期間の定めが原子炉等規制法から削除され他法に規定されること、原子炉等規制法において運転開始後30年以降10年ごとに劣化評価等を行う仕組みを規定することは規制緩和ではなく、運転開始後60年を超えた発電用原子炉に対する安全規制を創設することになるため規制の拡充となる。したがって、今回の措置は規制緩和ではないため該当しない。		
直接的な費用の把握			
(遵守費用)	運転開始後30年以降から10年以内ごとの長期施設管理計画(仮称)の認可を義務付けるためこの申請手数料等の負担及び同60年以降に実施される劣化評価等の実施費用など。		
(行政費用)	従前から原子炉等規制法及び実用炉規則においてそれぞれ措置されていた規制を統合するものであり、追加的に発生する行政費用は少ない。		
副次的な影響等及び波及的な影響	副次的な影響として高経年化した発電用原子炉の劣化評価を行う技術の向上及び事業者における効率的かつ有効な評価に関する知見の蓄積及び確立。個々の事業者に対し選択的に規制を課すものではないため、競争状況への影響はないと考えられる。		
評価の活用状況等	今回規定する安全規制の案は、令和4年度第48回(令和4年11月2日)、第51回(令和4年11月16日)、第55回(令和4年11月30日)、第57回(令和4年12月14日)、第59回(令和4年12月21日)の原子力規制委員会における具体的な制度案についての議論を基礎とし、検討過程における科学的・技術的意見の募集や原子力事業者等との意見交換を踏まえて、立案したもの。		
事後評価の実施時期等			
(事後評価の実施時期)	改正法施行後5年以内。		
(費用及び間接的な影響を把握するための指標等)	<ul style="list-style-type: none"> ・効果: 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制が科学的・技術的な根拠に基づき個々の発電用原子炉に対して厳格な安全規制が引き続き実施されていること。 ・副次的な効果: 高経年化した発電用原子炉の劣化評価を行う技術の向上、事業者における効率的かつ有効な評価の知見の確立。 		
備考			

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案

規制の名称：高経年化した発電用原子炉に関する安全規制

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：原子力規制委員会 原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課

評価実施時期：令和5年2月15日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

令和4年度第42回原子力規制委員会（令和4年10月5日）において、資源エネルギー庁は、原子力利用政策の観点から運転期間を見直すための検討を進めていることを明らかにし、発電用原子炉の運転期間は、現行の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）ではなく原子力利用省庁が所管する法令で定めることが適切との見解を示した上で、関係法令の改正を含めた制度整備を行う必要があるとの見通しを示した。令和4年12月16日に開催された総合資源エネルギー調査会第52回基本政策分科会において、「既存の原子力発電所を可能な限り活用するため、原子力規制委員会による厳格な安全審査が行われることを前提に、運転期間に関する新たな仕組みを整備する。現行制度と同様に、運転期間は40年、延長を認める期間は20年との制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めることとする」とされた。

他方、原子力規制委員会は、かねてから、運転期間の在り方は原子力利用に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではないとした見解（令和2年7月29日）を表明しており、この見解に変更はないことを令和4年度第42回原子力規制委員会（令和4年10月5日）において改めて確認している。また、令和4年度第48回原子力規制委員会（令和4年11月2日）において、利用政策側が原子炉等規制法に定められた運転期間の定めを変更しようと検討を進めていることへの対応として、必要な安全規制を継続して実施できるようにするための制度設計の準備を進めるとの前提について確認している。

このような背景の下、現在原子炉等規制法第43条の3の32に規定されている発電用原子炉の運転期間に関する規定が、その趣旨の再整理を踏まえて、他法に規定されることとなる。また、

その期間の設定が、制度上も原子力規制委員会の判断するところではなくなった場合においても高経年化した発電用原子炉について引き続き厳格な安全規制を実施するため、運転期間の定めにかかわらず必要な安全規制を実施できるように規定を見なおす必要が生じた。仮にこのような措置を行わない場合、現行の高経年化した発電用原子炉に関する安全規制は 60 年を前提とした制度設計となっていることから、運転開始後 60 年を超える発電用原子炉に対し、適切な安全規制が実施できなくなる可能性がある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

現行の高経年化した発電用原子炉に対する安全規制は、法律上の運転期間が 60 年(暦年)であることを前提として制度設計されたものである。このため、上記のとおり発電用原子炉の運転期間が原子炉等規制法から削除され、他法に規定されることとなれば、運転期間について原子力規制委員会でも制度的にも判断を行わなくなり、運転期間の定めにかかわらず高経年化した発電用原子炉に対する安全規制を行うことができるよう、制度を見直す必要がある。

現行の原子炉等規制法の運転延長認可制度(法第 43 条の 3 の 32)は、運転開始後 40 年を迎えた時点で、1 回に限り運転期間を延長することができ、その際に劣化評価等の実施を要求している。現行制度においては、運転期間を 40 年目とし、延長することができる期間は 20 年を超えない期間においてのみ認められていることを前提に、当該期間において発電用原子炉が技術基準に適合することを求めるものとなっているため、運転期間の定めを原子炉等規制法で行わない場合に、運転期間の定めにかかわらず高経年化した発電用原子炉の安全規制を継続して実施できる制度となっていないことが課題である。

一般に、高経年化した発電用原子炉に関する安全規制においては、その設備・機器等の経年劣化による安全上のリスクは時間経過に伴って増大するため、適切な劣化管理を実施し、必要な対策を講ずることで一定水準以上の安全性が確保される必要がある。運転期間に関する制度を他法に置く場合でも、原子力規制委員会による厳格な安全規制が実施されることが必要である。原子炉等の安全確保は、技術基準への適合を要求し、当該要求が満たされない場合に原子炉の運転を認めないことによって担保するものであり、非規制措置により担保することはできないため、非規制措置による代替可能性については検討していない。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用について】

現行の原子炉等規制法においては、運転開始後 40 年の時点で 1 回に限り認可を受けて運転期間を延長することができ、その際に劣化評価等を実施することを被規制者に求めている。また、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「実用炉規則」という。）において運転開始後 30 年を超えた時点で、かつ、それ以降 10 年ごとに劣化評価等が要求されている。

今回新たに要求する安全規制は、原子炉等規制法及び実用炉規則で実施している安全規制を統合し、運転開始後 30 年を超えて発電用原子炉を運転しようとする場合に、10 年以内ごとに劣化評価を義務付けるとともに、当該期間における発電用原子炉施設の劣化管理に関する計画の認可を義務付けるものである。すなわち、現行の安全規制と同趣旨の内容の義務を法定化するものであり、この際、運転開始後 60 年を超えない範囲については劣化評価の方法等の技術的内容について変更する必要はないと考えている。したがって、被規制者は従来の規定に基づく劣化評価等の実施に代えて新たな規定に基づく劣化評価を行うことで対応することで足り、遵守費用について大きな追加費用は発生しないと考えられる。

ただし、従前の制度は運転開始後 40 年を迎える際に認可を受けるものであったが、新たな制度においては運転開始後 30 年以降から 10 年以内ごとの長期施設管理計画（仮称）の認可を義務付けることから、この申請手数料等の負担が課されることとなる。また、従前は運転開始後 60 年までとなっていた劣化評価等の実施が 60 年以降も必要となる場合があることから、この期間の実施費用が追加されることとなる。

現行の安全規制においてはその認可に当たって以下のとおり実費を勘案した手数料等が必要とされている。今回の規制の整備においては、上述のとおり技術的内容の変更はないことから、申請手数料等はおおよそ同程度の額となると予想される。

現行制度における申請手数料 約 470 万円

※審査に係る人件費・物件費を基に算定

【行政費用について】

今回の規制の整備においては、上記のとおり 60 年以降の申請に対応するための費用が必要となること以外は、従前から原子炉等規制法及び実用炉規則においてそれぞれ措置されていた規制を統合するものであり、追加的に発生する行政費用は少ないと考えられる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

原子力規制委員会は、運転期間を 40 年とする定めについて、評価を行うタイミングを特定するという意味を持つものであり、発電用原子炉施設の利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力利用の在り方に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではないとの見解を明らかにしている。このような原子力規制委員会の立場からすれば、運転期間の定めが原子炉等規制法から削除され他法に規定されること、原子炉等規制法において運転開始後 30 年以降 10 年ごとに劣化評価等を行う仕組みを規定することは規制緩和ではなく、運転開始後 60 年を超えた発電用原子炉に対する安全規制を創設することになるため規制の拡充となる。

したがって、今回の措置は規制緩和ではないため該当しない。

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

上述のとおり、今回の規制の整備においては、従前の原子炉等規制法の規制と実用炉規則における規制を統合し新たに法律上の規制とするものであり、規制当局において法律に基づいて高経年化した発電用原子炉に関する安全規制を一体的に実施することが可能となる。また、個々の高経年化した発電用原子炉について運転期間の定めにかかわらず引き続き厳格な安全規制を実施することが可能となる。

今回法律で被規制者に 10 年以内の期間毎に認可を受けることを義務づける長期施設管理計画（仮称）には、発電用原子炉の劣化把握のための点検等の方法や結果、経年劣化に関する技術的

な評価の方法や結果など、施設の劣化状態や劣化予測に関する詳細な記載を求める。さらに、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 6 号）の改正や最新の科学的・技術的な知見等によって事後的に認可基準に適合しないおそれが生じた場合に長期施設管理計画（仮称）の変更や劣化評価のやり直し等の必要な措置を求めることを予定している。

これらのことから新制度においては、現行規制と比較して、原子炉の重要な劣化事象の兆候を適確に把握し、その結果を事業者が行う劣化管理に関する保全活動に適時・適切に反映させることが可能となり、高経年化した発電用原子炉の安全性をより確実に担保することができる。このため、高経年化した発電用原子炉の安全規制の規制密度を高めることができ、安全規制の実効性を向上させることができると見込まれる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

今回規定する安全規制の目的は、運転期間の定めにかかわらず高経年化した発電用原子炉に関する安全規制が科学的・技術的な根拠に基づき個々の発電用原子炉に対して厳格な安全規制が引き続き実施されている状態を保つことにある。したがって、その効果は、高経年化した発電用原子炉の劣化管理を適切に行うことで、その機器に起因するトラブルを防止し、経年劣化により生じ得る重大な事故に至らないよう未然に防止することにある。

発電用原子炉に起因して起こる重大な事故は、最悪の場合、回復困難な損害をもたらすおそれがあり、その性質上場合によっては金銭価値化できないほどの甚大な損害となりえる。このような損害は、今回規定する安全規制によってのみ防止されるのではなく、原子炉等規制法に定める安全規制等が相まって防止されるものであり、このような重大な事故が起きた際の損害が防止され得ることをもって今回規定する安全規制の便益として金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

原子力規制委員会は、運転期間を 40 年とする定めについて、評価を行うタイミングを特定するという意味を持つものであり、発電用原子炉施設の利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力利用の在り方に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべ

き事柄ではないとの見解を明らかにしている。このような原子力規制委員会の立場からすれば、運転期間の定めが原子炉等規制法から削除され他法に規定されること、原子炉等規制法において運転開始後 30 年以降 10 年ごとに劣化評価等を行う仕組みを規定することは規制緩和ではなく、運転開始後 60 年を超えた発電用原子炉に対する安全規制を創設することになるため規制の拡充となる。

したがって、今回の措置は規制緩和ではないため該当しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な効果として予想されるものは、今回規定する安全規制において劣化評価の実施を義務付けることから高経年化した発電用原子炉の劣化評価を行う技術の向上及び事業者における効率的かつ有効な評価に関する知見の蓄積及び確立が見込まれる。また、個々の事業者に対し選択的に規制を課すものではないため、本規制の整備による競争状況への影響はないと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記 2～4 を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

高経年化した発電用原子炉は、その設備・機器等の経年劣化による安全上のリスクが時間経過に伴って増大するため、適切な劣化管理を実施し、必要な対策を講ずることで一定水準以上の安全性が確保される必要がある。また、安全上のリスクが増大する以上、経年劣化により重大な事故が発生する危険性は常に存在し、ひとたび事故が発生すると、最悪の場合、回復困難な損害をもたらすおそれがある。

今回の規定の整備によりこのような危険を上記の計画制度の申請に係る費用により回避・予防し得るといえるため、費用より効果（便益）が高いことは明らかである。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

①現行法の運転延長認可制度の枠組みを維持しつつ新たな評価制度を創設する場合

現行法の運転期間延長認可における安全規制は、運転開始後 40 年を迎えた時点で、1 回に限り、劣化評価等が要求されており、延長しようとする期間に生ずる劣化を考慮しても技術基準に適合することを求めるものである。一方、実用炉規則において運転開始後 30 年を超えた時点で、かつ、それ以降 10 年ごとに劣化評価を行い、その結果に基づく保守管理の方針を定めることを求めている。

現行の運転延長認可制度の枠組みを維持し、運転開始後 40 年を迎えた時点で 20 年ごとの劣化評価の実施と基準適合性を評価する制度を創設した場合は、実用炉規則で求める制度と期間が異なることとなり、高経年化した発電用原子炉に関する安全規制を一体的に運用していくことが困難となるおそれがある。

②実用炉規則における高経年化技術評価制度を法定化する場合

実用炉規則における高経年化技術評価制度は、通常の施設管理に加えて実施すべき劣化管理の項目や実施方針を定めた長期施設管理方針の策定が義務付けられているが、その策定の前提となる経年劣化に関する技術的な評価については、その評価の結果のみが添付書類とされており、技術基準適合性についてもその認可要件とされていない。

このため、実用炉規則において規定する高経年化技術評価を法定化した場合には、運転しようとする期間に生ずる劣化を考慮しても発電用原子炉施設が技術基準への適合を維持できる見込みがあるかどうかを確認することができず、高経年化した発電用原子炉に関する安全規制を一体的に運用していくことが困難となるおそれがある。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

今回規定する安全規制の案は、令和4年度第48回（令和4年11月2日）、第51回（令和4年11月16日）、第55回（令和4年11月30日）、第57回（令和4年12月14日）、第59回（令和4年12月21日）の原子力規制委員会における具体的な制度案についての議論を基礎とし、検討過程における科学的・技術的意見の募集や原子力事業者等との意見交換を踏まえて、第71回（令和5年2月8日）の原子力規制委員会において立案したものである。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

今回規定する安全規制の案は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案に係る附則の検討規定において法の施行後5年以内に施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとしていることから、施行後5年以内に事後評価を加えることとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に際しては、以下の指標に基づき今回規定する安全規制の効果等を原子力規制検査等を通じて把握することとする。

- ・効果：高経年化した発電用原子炉に関する安全規制が科学的・技術的な根拠に基づき個々の発電用原子炉に対して厳格な安全規制が引き続き実施されていること。

- ・副次的な効果：高経年化した発電用原子炉の劣化評価を行う技術の向上、事業者における効率的かつ有効な評価の知見の確立。